

豊明市空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の指定)

第2条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の指定を行わないこととする。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。